

大学キャンパスを活用した障害者就労支援受け入れに関する実践報告

○ 東北文化学園大学 齊藤 隆之 (5657)

西本 典良 (東北文化学園大学・1682)

[キーワード] 障害者の就労支援, 一般就労, 大学キャンパスの活用

1. 研究目的

就労支援における育成支援は、いかにして地域の社会資源を活用したフォーマル・インフォーマルな支援との連携とネットワーク体制を構築することができるかが問われている。特に身近な地域におけるインフォーマルな支援の活用は、職業生活を視野に入れた支援に今後不可欠なものであるといえよう。「障害者自立支援法施行後 3 年の見直しについて」をふまえて発表された「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」において、事業所内での活動だけではなく、事業所外での実習や求職活動といった支援を行うことで一般就労の促進を図る「施設外就労等による一般就労移行助成事業」が計上され、その重要性は明らかである。本研究は、こうした背景の中、就労支援事業所を利用する障害者（主に精神障害、知的障害）の実習先として、大学のキャンパスの活用という、新たなインフォーマルな支援の場の確保・開発という可能性を追求しようとするものである。

2. 研究の視点および方法

障害者就労移行支援事業および就労継続支援 B 型事業を行う事業所 A（主に精神障害者・知的障害者の方々を利用）との協働の下、次の方法で「就労支援実習」を行うこととした。

<実習概要>

【実習場所】東北文化学園大学内（student JOB^{注1}（以下 SJ と呼称））

【実習期間】期間中 1 回の受け入れにつき 1 週間を単位とする

【実習内容】本学内における清掃業務

【実習補助】事業所 A のジョブコーチが必ず同行し、実習中の見守り及び助言指導を行う

【実習評価】実習中は毎日、振り返り会を行い、実習最終日には総括を行う

【就労の報酬】実習と位置づけ、発生させない

<受入態勢>

【学内体制】SJ を統括する教務部学生課を中心とし、教員がサポートを行う。

【SJ 体制】SJ 学生のうち「①福祉施設実習経験者②ボランティアサークル所属かつ福祉施設での活動経験者③手話サークルに所属している者」のいずれかに該当する学生による受け入れチームを編成する。メンバーは事前に事業所 A の職員より、障害者の就労支援の基本的視座及び、事業所概要（利用者の概要を含む）、利用者への対応等、就労支援にあたっての諸注意についてのレクチャーを受けることとした。

3. 倫理的配慮

実習受け入れに伴う倫理上の配慮として、本就労支援利用者に関する情報については、メンバー内での共有のみとし、実習生にかかわる学生からは「実習生の個人情報保護に関する同意書」の提出を義務づけた。

本取り組みの論文掲載及び各種発表については事業所の許可を得ている。

4. 研究結果

9名の実習生が延べ15日間実習を行った。実習受け入れ終了後には、事業所職員、学生課担当者、教員、SJ学生により、今後を踏まえた実習の振り返りを行い総括している。その整理の結果、本プログラムが①とりわけ就労支援における育成支援という面で実習生の他者と関わる力をつけるよい機会になっていること、②ノルマを求められる作業ではないので、利用者の状況に合わせた個別の対応をとることが可能であること、③学生とチームを組むことでほぼ同世代の健常者と共通の話題づくりが可能となり、実習生にとっては一つの楽しみの作業となること等が確認された。また、受け入れ側としても直接障害を抱えた方々と一緒に作業しながら関わるができるので実習とは違った関わり方を体験できるというメリットが指摘された。このプログラムによる実習そのものは即就労に繋がるわけではないことが逆に、雇用を前提とした実習というプレッシャーを抱えずに取り組むことが可能になるというメリットもある。尚、本事業を体験した実習生のうち1名がその後一般就労へと結びついている。

5. 考察

上述の結果を得た就労支援実習であるが、一方で、利用者ごとに目的や習熟度別にバラツキがあり、以下のようなグループの細分化が求められた。

パターン①：就労支援初期への支援とする「**作業体験**」。

パターン②：就労支援中期から後期にあたる利用者への支援とする「**就労体験**」。

パターン③：一般就労が決定した利用者へ、より実践的に支援を行う「**就職前実習**」

企業利益とは次元を異にする大学という一つの社会的な場でもあるフィールドにおいて実習を行えるメリットは他に代え難いものがある。今後は、学生と実習生との関わりを持てる機会を増やしていくということも視野に入れており、清掃実習に留まらずにプログラムのバリエーションを増やし、取り組みを広げていくことが期待される場所である。

注1) スチューデントジョブ(通称 SJ)制度: 2006年から本校で導入されている制度である。学内外で学生が行える業務を、大学及び専門学校の学生に斡旋する給付型の奨学支援制度であり、有償のボランティアとして、学内や国見駅(最寄駅)構内の掃除、図書館でのカウンター補助、パソコンの貸出業務、聴覚障害者の代筆等の業務を行う。